



島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第十四条の見出し中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改める。

第十五条中「当つて」を「当たつて」に改める。

第十六条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第二十条中「申し出」を「申出」に改める。

第二十四条第三項中「手続き」を「手続」に改める。

第四十八条中「支払い」を「支払」に改める。

第七十一条第三項中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第七十三条第一項中「支払い」を「支払」に改める。

第七十四条第一項中「手続き」を「手続」に改める。

第八十一条の見出し中「払い出し手続き」を「払出しの手続」に改め、同条中「払い出し」を「払出し」に改める。

第七十七条第一項中「受け入れ」を「受入れ」に改め、同条中「受け入れの手続き」を「受入れの手続」に改める。

第八十二条の見出し中「受け入れ」を「受入れ」に改め、同条中「受け入れの手続き」を「受入れの手続」に改める。

第八十七条（見出しを含む。）中「借入」を「借り入れ」に改める。

第一百十条の見出し中「事務取扱」を「事務の取扱い」に改める。

第一百二十八条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第一百三十七条中「附して」を「付して」に改める。

第一百四十六条中「行なう」を「行う」に改める。

様式第八号その一の裏面、様式第十一号の裏面、様式第十四号の一の裏面、様式第四

十二号その一の裏面及び様式第四十二号その一の裏面中「島根県信用農業協同組合連合会・

各支所」を「島根県信用農業協同組合連合会の本所及び県庁支店」に改め、「三菱信託銀行松江支店」を削る。

## 附 則

1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。

(経過措置)

施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

## 旨 示

### 島根県告示第百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 隠岐産機	福祉用具 貸与	有限会社 隠岐産機	島根県西郷町大字飯田字前田三一一五	平成十五年一月三十一日
有限会社 坂設	福祉用具 貸与	福祉用具のさか	島根郡西ノ島町大字美田二二四五番地	平成十五年一月三十日
備				

### 島根県告示第百二十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙での規則の

医師の氏名 中村 慎一	診療科目 整形外科	従事する医療機関 中村医院	名 称 那賀郡三隅町大字三隅一 三五六	所 在 地 平成十五年一月 三十日	指定年月日
----------------	--------------	------------------	---------------------------	-------------------------	-------

## 島根県告示第百三十二号

地方増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第四条第一項の規定に基づき指定した地方増進地域を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県農林水産部生産指導課において縦覧に供する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

市町村名 西郷町	地域名 岬	指定を解除する地方増進地域 岬（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）に規定する農用地区域内現況畑に限る。）
-------------	----------	--

島根県告示第百二十三号	島根県告示第百二十九号
次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。 平成十五年二月十四日	次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。 平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

平成十五年二月十四日

事 業 名	完 了 年 月 日
五十地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	平成十二年十一月二十五日

## 島根県告示第百二十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

平成十五年二月十四日

志学地区（第一工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業） 平成十二年三月二十八日	事 業 名 完了年月日
---	----------------

三 指定施業要件  
二 指定の目的  
一 土砂の流出の防備

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 一 地方卸売市場開設許可に係る変更

許可番号	許可年月日	卸売市場の名称	卸売市場の所在地	開設者の住所		開設者の氏名
				変更前	変更後	
指令水第二十三号 の十六	昭和四十八年五月 十五日	浜田水産物地方卸 売市場	島根県浜田市元浜 町二三一一番地の一 ○番地一	島根県浜田市元浜町二三一一番地の一 ○番地一	島根県那賀郡三隅 町大字岡見六二七 ○番地一	浜田市漁業協同組
指令水第二十四号 の二十	昭和四十八年五月 十五日	三隅第1水産物地 方卸売市場	島根県浜田市元浜 町二三一一番地の一 ○番地一	島根県浜田市元浜町二三一一番地の一 ○番地一	島根県那賀郡三隅 町大字岡見六二七 ○番地一	浜田市漁業協同組
指令水第二十四号 の十六	昭和四十八年五月 十五日	島根県浜田市元浜 町大字岡見六二七 ○番地一	島根県浜田市元浜 町二三一一番地の一 ○番地一	合	三隅町漁業協同組	はまだ漁業協同組
指令水第二十四号 の二十	昭和四十八年五月 十五日	島根県那賀郡三隅 町大字岡見六二七 ○番地一	島根県浜田市元浜 町二三一一番地の一 合	浜田市漁業協同組	合	はまだ漁業協同組
		水産物部	水産物部	部類	取扱品目	

## 二 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

許可番号	許可年月日	卸売市場の名称	卸売市場の所在地	卸売業者の住所		卸売業者の氏名
				変更前	変更後	
指令水第二十四号 の十六	昭和四十八年五月 十五日	浜田水産物地方卸 売市場	島根県浜田市元浜 町二三一一番地の一 ○番地一	島根県那賀郡三隅 町大字岡見六二七 ○番地一	島根県那賀郡三隅 町大字岡見六二七 ○番地一	浜田市漁業協同組
指令水第二十四号 の二十	昭和四十八年五月 十五日	三隅第1水産物地 方卸売市場	島根県浜田市元浜 町二三一一番地の一 ○番地一	島根県那賀郡三隅 町大字岡見六二七 ○番地一	島根県那賀郡三隅 町二三一一番地の一 合	三隅町漁業協同組
		島根県那賀郡三隅 町大字岡見六二七 ○番地一	島根県浜田市元浜 町二三一一番地の一 合	浜田市漁業協同組	合	はまだ漁業協同組
		水産物部	水産物部	部類	取扱品目	

## 島根県告示第百二十六号

地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可（昭和四十八年島根県告示第三百六十六号）により公示のあつた地方卸売市場の開設者及び卸売業者の住所及び氏名について、次のとおり変更があつたので、島根県卸売市場条例（昭和四十六年島根県条例第四十三号）第二十一条の規定により告示する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

島根県知事 澄田信義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十五年二月五日	松江市	松江市東津田町①地区 松江市東津田町②地区 松江市東津田町③地区 松江市東津田町④地区	告示の日から平成十六年三月三十一日まで
平成十五年二月五日	平田市	平田市地合町の一部地 区	告示の日から平成十六年二月二十七日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十五年一月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あいの会

三 代表者の氏名

野上 恵子

四 主たる事務所の所在地

島根県那賀郡三隅町大字向野田三四〇番地

五 定款に記載された目的

本会は、「困った時にお互いを助け合い、安心して暮らせる、豊かで住みやすい町」の実現を目指し、地域で暮らす高齢者や障害者、子供たちに対して在宅介護や子育て支援、福祉相談等に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十五年二月十四日

一 組合の名称

島根県知事 澄田信義

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、臨港地区を定めようとするので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区的区域の案を公告の日から二週間公衆の縦覧に供する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

一 臨港地区の区域の案

港湾名	臨港地区的区域
別府港	隱岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山及び同町大字美田字八幡ノ前地内

二 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前出張所及び西ノ島町役場

る。

六 縦覧に供する書類  
変更後の定款七 縦覧期間  
申請書を受理した日から二月間八 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎一階）

東出雲町出雲郷南土地区画整理組合  
事業施行期間

平成十五年1月十四日から平成十八年1月14日止

二 施行地区

八束郡東出雲町大字出雲郷の一部

四 事務所の所在地

八束郡東出雲町大字出雲郷七四七番地1

五 設立認可の年月日

平成十五年1月十四日

六 事業年度

毎年四月1日から翌年3月31日止

七 公知の方法

事務所の掲示板やむら東出雲町役場の掲示板に掲示する。

## 特 殊 動 標 公 告

こと。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第169号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成15年2月14日

島根県知事 澄田信義

1 調達内容

(1) 業務名及び数量

島根県庁本庁舎清掃業務、警備業務等委託 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎

(5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 特定調達契約により調達をする役務の種類  
島根県知事 澄田信義

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申

請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手續  
島根県の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）に定めるところによる。

3 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県総務部管財課（電話0852-22-5042）に行う

おいてはいずれもA等級、貯水槽清掃業務及び害虫等防除業務においてはいずれも

	B等級以上に格付けされた者であること。 ハ 島根県税を滞納していない者であること。
	ニ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第1項第1号、第5号及び第7号に掲げる事業について同項の登録を受けている 者であること。
	ホ 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の指名競争入札について、指名停 止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。 ヘ 本公告に示した役務を確實に履行し得ることを証明できる者であること。
(2)	入札参加資格の確認
	入札参加希望者は、入札説明書で示す書類を平成15年3月17日午後5時までに下記 3(1)に示す場所へ提出しなければならない。（郵送の場合は必着のこと）
	入札参加希望者は、当該書類に関し知事から説明を求められた場合は、これに応じ なければならぬ。
3	入札書の提出場所等
(1)	入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課 電話 0852-22-5042
(2)	入札説明書の交付期間及び交付方法 平成15年2月17日から同年3月17日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時か ら正午まで及び午後1時から午後5時までの間、島根県総務部管財課において交付す る。
(3)	入札説明会の日時及び場所 イ 日時 平成15年3月5日 午後2時00分 ロ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎会議棟 第2会議室
(4)	入札書の受領期限 平成15年3月26日 午前10時（郵送による入札にあっては、平成15年3月25日午後 5時までに島根県総務部管財課へ必着のこと）
(5)	開札の日時及び場所 イ 日時 平成15年3月26日 午前10時
4	口 場所 島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館 健康教育室 その他
(1)	契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
(2)	入札保証金
(3)	契約保証金の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2 各号に該当する場合は、免除する。
(4)	入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務 を履行しなかったときその他の島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札 者の入札は無効とする。
(5)	契約書作成の要否 要する。
(6)	落札者の決定方法 本公告に示した役務を履行できると知事が判断した者であって、島根県会計規則第 62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入 札を行った入札者を落札者とする。
(7)	その他 イ 詳細は入札説明書による。 ロ 議会において本公告に示した契約にかかる予算の議決がなされない場合は、当該 契約は行わない。
5	Summary
(1)	Nature and quantity of the services to be required : Office Cleaning and Security and Water tank Cleaning and Bug extermination of the Shimane Prefecture office facilities Service 1 set
(2)	Application due : 10:00AM 26 March 2003 (Applications by mail must be

arrived at the prefectoral office by 5:00PM 25 March 2003.)

- (3) Please tender all information to : C/O Property Division, Department of General Affairs of Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Japan (Tel.0852-22-5042)

平成15年度において島根県立中央病院の物品の買入れに係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月14日

島根県立中央病院

島根県知事 澄田信義

1 調達内容

購入等件名及び数量

(1) ① ジュノトロビン5.3mg (5.3mg 1 筒) 1,373筒

② オムニペーク300シリソジ (64.71% / 100mL × 5 筒 / 箱) 978箱

③ リュープリン注射用3.75 (3.75mg 1 瓶) 1,045瓶

④ ノルデイトロンビンS注射用10mg (10mg 1 筒) 437筒

⑤ イントロンA注射用600 (600万国際単位 1 瓶) 3,976瓶

⑥ フェロン (600万国際単位 1 瓶) 553瓶

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付するので、入札書にそれぞれの単価を記載すること。入札書に記載する金額は、支払いの際、落札価格に消費税及び地方消費税相当分

5 %を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払い代金とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きで記載すること。

にかかる一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第1078号）に定めるところによる。

平成15年2月14日

島根県立中央病院

島根県知事 澄田信義

1 特定調達契約により調達する物品の種類  
医療薬品類

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き  
平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）に定めるところによる。

- 平成15年度において島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月14日

島根県知事 澄田信義

1 特定調達契約により調達をする役務の種類  
医療廃棄物等処理業務

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き  
平成15年及び平成16年及び平成17年における中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託

	2 入札参加資格
(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）に定める参加資格を有するものであること。
(3)	(2)の中分類の医療薬品類について、A等級に格付けされている者であること。
(4)	薬事法に基づいて、医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
(5)	本公告に示した物品を島根県立中央病院長が指定する日時、場所に十分に納入することができるることを証明した者であること。
3 入札書の提出場所等	
(1)	入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院事務局経営企画課業務係 電話 (0853) 30-6431
(2)	入札説明書の交付方法
(3)	平成15年3月3日から平成15年3月20日までの間、交付場所において交付する。
4 日時	イ 日時 平成15年3月12日 午前10時 ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院3階 会議室
(4)	入札書の受領期限 平成15年3月26日午後1時（郵送による入札にあっては、平成15年3月25日午後5時）
	なお、郵送する場合は書留郵便とすること。
(5)	開札の日時及び場所 イ 日時 平成15年3月26日 午後1時 ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室
4 その他	
	（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
	（2）入札保証金 免除する。
	（3）契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
	（4）入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
	（5）入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他の島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
	（6）契約書作成の要否 要する。
	（7）落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
	（8）その他 詳細は入札説明書による。
5 Summary	
	（1）Nature and quantity of the Products to be purchased： ① Genotropin 5.3 mg (5.33mg 1 syringe) , 1373 syringes ② Omnipaque 300 Syringe 1 case (64.71% 100 ml 5 syringes) , 978 cases ③ Leuplin for Injection 3.75 (3.75 mg 1 vial) , 1045 vials

		当する金額を入札書に記載すること。
2	入札参加資格	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 平成15年、平成16年及び平成17年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第1078号）3(二)の規定により、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務について、A等級に格付けされ、かつ、運搬業と処分業について、両方の許可を受けた者であること。
3	入札書の提出場所等	(3) 本公告に示した役務を確實に履行し得ることを証明できる者であること。
1	調達内容	次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。
2	調達案件の仕様等	島根県立中央病院事務局総務課施設管理係 電話0853-30-6435
3	入札説明会の日時及び場所	イ 日時 平成15年3月14日 午後2時 ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院3階会議室
4	入札書の受領期限	平成15年3月28日 午後2時（郵送による入札にあっては、正午）
5	開札の日時及び場所	イ 日時 平成15年3月28日 午後2時 ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階会議室
4	その他	(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金 免除する。
5	入札方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る誤脱事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相

## 島根県立中央病院

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成15年3月14日から平成15年3月20日午後5時までの間に提出しなければならない。  
なお 入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に異し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要する。
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した役務を履行できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : The service of disposal of medical waste of The Shimane Prefectural Central Hospital. 1set.
- (2) Application Due : 2:00 PM 28 March 2003. (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 12:00 (midday) 28 March 2003.)
- (3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan TEL0853-30-6435

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成15年2月14日

島根県立中央病院長 中川正久

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 履行場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第5条第2項の規定により、清掃業務について、A等級に格付けされた者であること。
- (3) 本公告に示した役務を確實に履行し得ることを証明できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1  
 島根県立中央病院事務局総務課施設管理係  
 電話0853-30-6435
- (2) 入札説明書の交付方法  
 平成15年2月21日から平成15年3月7日までの間、交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
 イ 日時 平成15年2月21日 午後2時  
 ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院3階 会議室
- (4) 入札書の受領期限  
 平成15年3月27日 午後2時(郵送による入札にあっては、平成15年3月27日正午)  
 なお、郵送する場合は書留郵便とすること。
- (5) 開札の日時及び場所  
 イ 日時 平成15年3月27日 午後2時  
 ロ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階会議室
- 4 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
 免除する。
  - (3) 契約保証金  
 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成15年3月4日から平成15年3月12日午後5時までの間に提出しなければならない。  
 なお 入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に  
 開示説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
  - (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
 要する。

- (7) 落札者の決定方法  
 本公告に示した役務を履行できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定期格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (8) その他  
 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : The service of offices and facilities cleaning in the building of The Shimane Prefectural Central Hospital, Iset.
- (2) Application Due : 2:00 PM 27 March 2003. (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 12:00 (midday) 27 March 2003.)
- (3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan TEL (0853) 30-6435